公認心理師法案の無修正成立の要望書

公益社団法人 日本精神神経学会 理事長 武田 雅俊

謹啓

平素、私ども日本精神神経学会(以下、本学会)の活動にご理解ご支援をいただき、まことに有難うございます。

本学会は、第186回国会において衆法第43号として受理された「公認心理師法案」(以下、法案)が、11月21日に第187回国会が解散し審議未了となったことにより廃案とされたことを、極めて憂慮しております。つきましては、法案の今後の取扱いについて、下記の通り要望いたします。

本学会は、日本の精神医学・医療・保健・福祉(以下、精神科医療)に関連する 重要事項について数々の提言を行って参りました。同時に、精神科医療に関わる主 要6団体(国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、(公社)全国自治 体病院協議会、(公社)日本精神科病院協会、(公社)日本精神神経科診療所協会、 (社)日本総合病院精神医学会)と協議し、精神科七者懇談会としても活動を行っ ております。

とりわけ心理職の国家資格化については、精神科医療の重要事項であり最も喫緊の課題であるため、本学会は、平成17年に「「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」に対する緊急見解」を表明した上で、「心理技術職の国家資格化に関する委員会」を設置して、これまで検討を重ねて参りました。精神科七者懇談会においても他の6団体と協議を重ね、去る6月16日に「心理職の国家資格化に関する要望書」(別紙1)を公表しております。

この度の法案は、関係各位、関係機関、関係団体が長年にわたって論議を重ね、 合意形成に向けた努力が実を結んだことにより、国会上程となったものです。本学 会は精神科七者懇談会の他の6団体とともに、心理5団体(臨床心理職国家資格推 進連絡協議会、医療心理職国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合、(社) 日本心理臨床学会、(社)日本臨床心理士会)と一致して、法案の早期実現を切望し て参りました。

本学会は、ここまでに至る長い経緯に鑑みて、来るべき次期国会において、法案が無修正で再上程され早期に成立することを強く要望いたします。法案の修正は、合意形成に向けた多年の努力が水泡に帰してしまうことであり、容認出来るものではありません。

関係各位、関係機関、関係団体には一層のご理解ご支援をお願い申し上げる次第です。

謹白